

○航空自衛隊における巡回診療等の実施に関する達

平成5年4月14日 航空自衛隊達第19号
航空幕僚長 空将 石塚勲

改正 平成7年3月31日 航空自衛隊達第15号 平成28年3月7日 航空自衛隊達第28号
平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号 令和元年6月27日 航空自衛隊達第14号
平成25年7月31日 航空自衛隊達第58号 令和4年3月17日 航空自衛隊達第35号
平成28年1月29日 航空自衛隊達第17号

航空自衛隊における巡回診療等の実施に関する達を次のように定める。

航空自衛隊における巡回診療等の実施に関する達（登録報告）

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊における分屯基地（基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第2条に規定する分屯基地をいう。以下同じ。）の巡回診療等の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）巡回診療等 分屯基地（木更津分屯基地を除く。）に所在する部隊を巡回して、第7条に規定する業務を行うことをいう。
- （2）巡回診療班 巡回診療等を実施するために、第4条に規定する実施担当者が構成する班をいう。
- （3）医官 医師である自衛官をいう。
- （4）歯科医官 歯科医師である自衛官をいう。

（総括実施責任者等）

- 第3条 巡回診療等の総括実施責任者は、航空総隊司令官とし、計画（予算を含む。）及び報告に関し、実施責任者の全般統制を行うものとする。
- 2 巡回診療等の実施責任者は、実施担当者の上級部隊である編合部隊の長（航空総隊司令官を除く。）、補給本部長及び自衛隊入間病院長（以下「入間病院長」という。）とする。
 - 3 前項に規定する実施責任者（入間病院長を除く。）は、実施担当部隊の巡回診療等の実施に必要な調整を行うものとする。

（巡回診療等実施の対象）

第4条 別表第1の左欄に掲げる実施担当者は、それぞれ右欄に掲げる対象分屯基地に係る巡回診療等を実施するものとする。ただし、実施責任者は、健康管理上必要と認める場合には、実施担当者に対し、対象分屯基地以外の分屯基地を巡回診療等させることができる。

(巡回診療班の構成)

第5条 巡回診療班の構成は、その都度、所要の人員をもって構成する。この場合において、第7条第1項第1号及び第2号に掲げる業務を実施する場合には医官を、また、歯科診療等を実施する場合には歯科医官を置かなければならない。

(巡回診療班員の差出支援)

第6条 実施担当者は、巡回診療班を構成するに当たり必要があると認める場合には、他の編制部隊及び機関（以下「部隊等」という。）から所要の人員の差し出しについて支援を受けることができる。この場合、実施担当者は、あらかじめ支援を受けようとする部隊等の長と調整の上、順序を経て実施責任者に上申するものとする。

2 実施責任者は、前項の規定により上申があった場合において、その隷下又は管理下にない部隊等からの支援が必要であると認めるときは、依頼先部隊等の上級の部隊等の長である実施責任者に対して当該支援を依頼するものとする。この際、航空医学実験隊司令の場合は航空開発実験集団司令官に、幹部学校長の場合は幹部学校長に対して、当該支援を依頼するものとする。

3 前項の規定による依頼を受けた部隊等の長は、業務に支障のない限り、努めてこれを支援するものとする。

(実施業務)

第7条 巡回診療班の実施する業務は、次の各号に掲げる業務の全部又は一部とし、当該業務の実施要領は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第2条第1号から第3号まで、第4条及び第8条の規定により実施するものとする。
- (2) 健康診断 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第9条第2項に規定する定期の健康診断の検診の項目のうち、一般検診及び歯科検診その他実施責任者の定める検診項目について、同訓令の定めるところにより実施する。
- (3) 健康相談 健康に関する個人的相談に応じ、これを指導する。
- (4) 食品及び環境衛生の指導 食品及び環境衛生の現況を把握して衛生指導を行う。
- (5) 衛生教育 衛生知識の普及及び徹底並びに個人及び集団に必要な衛生教育を行う。

2 実施責任者は、前項に規定するもののほか、健康管理上必要と認める業務を実施させることができる。

- 3 第1項第2号に掲げる健康診断を実施した場合には、その結果を防衛省職員の健康管理に関する訓令第9条第2項に規定する定期の健康診断の当該検診項目の検診結果に代えることができる。

(実施の回数及び期間)

第8条 巡回診療等の業務別の実施回数及び実施期間等は、別表第2に定めるとおりとする。

(報告)

第9条 総括実施責任者は、実施担当者が行った年度における巡回診療等の実施結果を別紙様式による巡回診療等実施結果報告書により取りまとめ、翌年度の5月20日までに航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（06-M56（D））。

(委任規定)

第10条 この達の実施に関して必要な細部事項は、総括実施責任者が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成5年7月1日から施行する。
- 2 警戒群等の巡回診療等に関する達（昭和43年航空自衛隊達第20号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月31日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成7年3月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第27号）

- 1 この達は、平成28年1月31日から施行する。
- 2 平成27年度において、改正前の達の規定に基づき第83航空隊司令が実施担当者として行った巡回診療等の実施結果については、第9航空団司令が合わせて報告するものとする。

附 則（平成28年3月7日航空自衛隊達第21号）

- 1 この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号抄）

(施行期日)

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日航空自衛隊達第35号抄）
（施行期日）

- 1 この達は、令和4年3月17日から施行する。

別表第1（第4条関係）

実施担当者	対象分屯基地名
第2航空団司令	長沼 稚内 網走 根室 当別 襟裳 八雲
第3航空団司令	奥尻島 大湊 車力 東北町 山田 加茂 秋田
第6航空団司令	輪島
第7航空団司令	大滝根山
第4補給処木更津支処長	峯岡山
入間病院長	佐渡 新潟
第1航空団司令	御前崎
第2補給処長	笠取山 経ヶ岬 串本 高蔵寺 白山 饗庭野
第3輸送航空隊司令	高尾山
西部航空警戒管制団司令	見島 土佐清水 高良台 背振山 海栗島 福江島 下甕島
第5航空団司令	高畑山
第9航空団司令	奄美大島 沖永良部島 恩納 久米島 知念 与座岳 宮古島

別表第2（第8条関係）

巡回診療等の業務別の実施回数及び実施期間等

実施業務		実施回数	実施期間（旅行期間を除く。）	実施する分屯基地
診療		必要の都度	3日以内を基準とする。ただし、 歯科診療の場合には、3週間 以内で必要な期間とすることが できる。	実施責任者の定め るところによる。
健康 診 断	一般検診	年1回以上	対象人員に応じた必要最小限 の期間	
	歯科検診	年1回		
	その他	実施責任者の 定めるところ による。		
健康相談		必要の都度	診療の場合に同じ。	
食品及び環境 衛生の指導		年1回以上	2日以内	
衛生教育				
その他の業務		実施責任者の定めるところによる。		

別紙様式（第9条関係）

発簡番号（ ）

発簡年月日

航空幕僚長 殿
（首席衛生官気付）

発簡者名

令和 年度 巡回診療等実施結果報告書
（06-M56（D））

分屯基地名				
実施期間				
実 施 業 務	延べ受 診者数			
	医 科	歯 科		
構 成	医官			
	歯科医官			
	その他の幹部			
	その他			
	計			
旅 費				
所 見				

- 注：1 実施期間には、旅行日数を含まない。
2 実施業務の欄には、第7条第1項各号の該当号番号を記入する。ただし、同条第2項の規定に基づいて業務を実施させた場合には、業務の名称を記入する。
3 延べ受診者数の欄には、第7条第1項第1号及び第2号の延べ受診者数を、自衛官については上段に、事務官等については括弧内に記入する。
4 構成の欄には、巡回診療班の構成人員をそれぞれの欄に記入する。
5 旅費の欄には、使用した巡回診療旅費の金額を円単位で記入する。
6 所見の欄には、健康状況、環境衛生等についての問題点、対策等を簡明に記入する。また、歯科治療を実施した場合には、その治療成績を記入する。
7 記入例は付紙のとおりとする。
8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

付紙

発簡番号 ()
 発簡年月日

航空幕僚長 殿
 (首席衛生官気付)

発簡者名

令和 年度 巡回診療等実施結果報告書
 (06-M56(D))

分屯基地名		宮古島				
実施期間		4.2.24 ~ 4.2.27				
実 施 業 務	延べ受 診者数	実施業務	延べ受診者数			
			医 科	歯 科		
医 科 科	歯 科	(1)	2			
		(2)	182 (16)	182 (16)		
		(3)	182 (16)	()		
		(4)	4 (3)	()		
		(5)	25 (5)	()		
		肝機能検査	34 (18)			
		心電図検査	45 (16)			
		破傷風予防 接種	20 (4)			
		臨時健康診 断	30 (1)			
		構 成	医官	1		
歯科医官	1					
その他の幹部	1					
その他	4					
計	7					
旅 費		77,970				
所 見		1 健康状況 良好 2 食品及び環境衛生 良好 3 航空身体検査 該当者3名 合格 4 医官 9 空 団 1 尉 青空太郎(医) 入間病院 1 尉 南国一郎(歯)				